



第1回原子力災害合同対策協議会（PAZ避難、UPZ屋内退避指示）



第1回原子力災害合同対策協議会（PAZ避難、UPZ屋内退避指示）



第2回原子力災害合同対策協議会（P A Z内住民の避難状況の確認）



第2回原子力災害合同対策協議会（P A Z内住民の避難状況の確認）





電子ホワイトボードを使用した検討



住民避難状況の情報共有



実動組織の活動状況の報告



ホワイトボードへの記録



モニタリングデータの地図への記入



EMC内での確認



緊急時モニタリング結果の確認



一時移転等の対象となる地区

玄海町の一部(有浦下、有浦上、諸浦、新田、長倉、轟木、藤平、田代、牟形、大鳥、座川内、湯野尾)における全ての住民を対象に、一時移転を実施(計12地区 2,292人)

<避難に際しての基本的考え方>(以下、実動訓練について記載)

【一時移転】

- l 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施(対象者数 新田地区27人)。一時移転に際しては、多久市陸上競技場にて避難退域時検査を受けること。
- l 新田地区内の学校・保育所等の児童・生徒は、地震発生に伴い休校措置を行っており、施設内の滞在者はなし。
- l 社会福祉施設(通所施設)は、地震発生に伴い休所措置を行っており、施設内の滞在者はなし。
- l なお、一時移転までの間、自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である者は、町民会館にて屋内退避を実施する。

【地域生産物の摂取制限】

- l 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

玄海町住民の一時移転の概要

資料42-1



一時移転指示文

資料 4 3

指示文(玄海町)

言川 練

指 示

平成 29 年 9 月 6 日 11 時 37 分

佐賀県知事 殿
玄海町長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

九州電力株式会社玄海原子力発電所第 4 号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- 九州電力株式会社玄海原子力発電所の U P Z のうち、佐賀県玄海町有浦下地区、有浦上地区、諸浦地区、新田地区、長倉地区、轟木地区、藤平地区、田代地区、牟形地区、大鳥地区、座川内地区、湯野尾地区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 九州電力株式会社玄海原子力発電所の U P Z のうち、佐賀県玄海町有浦下地区、有浦上地区、諸浦地区、新田地区、長倉地区、轟木地区、藤平地区、田代地区、牟形地区、大鳥地区、座川内地区、湯野尾地区の地域生産物の出荷及び摂取を控えること。
- 佐賀県玄海町の一時的移転の対象となる住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参考

【佐賀県】

区分	市町名	地区名
U P Z	げんかい 玄海町	ありうらしも ありうらかみ もろうら しんでん ながくら 有浦下地区、有浦上地区、諸浦地区、新田地区、長倉地区、
		とどろき ふじひら たしる むかた おおとり そそろがわち 轟木地区、藤平地区、田代地区、牟形地区、大鳥地区、座川内地区、
		ゆの お 湯野尾地区

一時移転等におけるOFCでの活動状況

資料44-1



第3回原子力災害合同対策協議会（一時移転の指示）



第4回原子力災害合同対策協議会（一時移転の実施状況の確認）



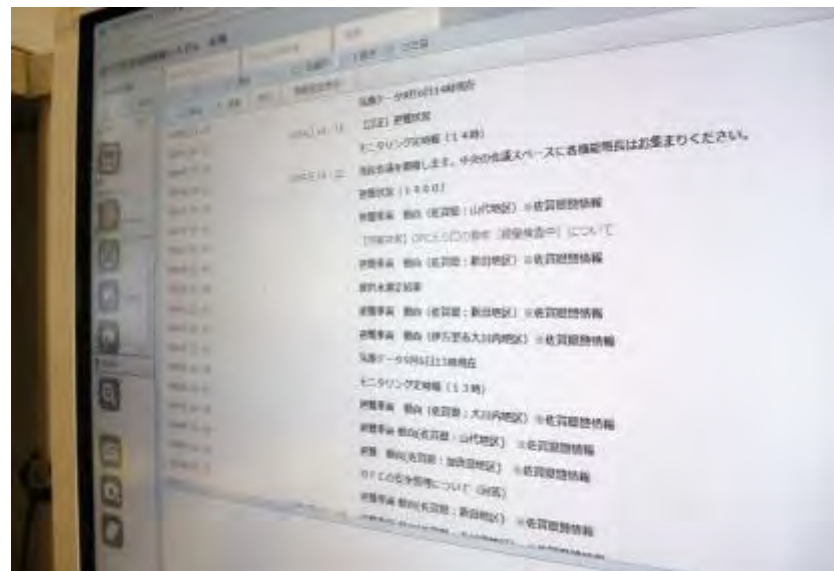
放射線班とEMCの調整



模擬記者会見



入構時線量測定実施案内板の設置準備



一時移転の状況把握



緊急時モニタリング結果の報告



緊急時モニタリング結果の共有



EMC と放射線班の調整



緊急時モニタリング結果の確認